

意見提出者	ヤフー株式会社
1. 項目	請願・陳情、直接請求における自署または押印の要求
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、衆議院および参議院を通じて行う請願および陳情の手続きにおいては、自署を原則とし、ワープロなどで印刷された文字を使った場合には押印が必要とされている。</p> <p>地方自治法に基づく条例の制定・改廃、地方議会の解散、首長・議員の解職請求等の直接請求についても押印が要求されている。</p> <p>近年インターネットを利用した署名活動が行われるようになっており、そのようなサイトで地域を越えて幅広く集められた要望も国民の声として国政、地方自治に反映されることが望ましいと思われるが、自署性・押印を求められているため、そのような声を伝えることが困難となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>【請願・陳情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願法第2条 ・ 衆議院および参議院の請願・陳情提出手順 衆議院 http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_tetuzuki.htm 参議院 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/seigan.html <p>※ 請願法上は自署性および押印は要件となっていない。</p> <p>【直接請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定・改廃：地方自治法74条、地方自治法施行令91条、92条、94条等 ・ 地方議会の解散：地方自治法76条、地方自治法施行令100条等 ・ 議員の解職：地方自治法80条、地方自治法施行令110条等 ・ 首長の解職：地方自治法81条、地方自治法施行令116条等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	請願・陳情、直接請求において自署または押印のほか、電磁的な方法により収集された意志表示もこれと同等の扱いとする。